

「 期日指定定期預金 」 商品概要説明書

(2020年4月27日現在)

1	商品名	・ 期日指定定期預金												
2	販売対象	・ 個人の方のみ												
3	期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入日から起算して3年目の応答日を最長とします。 ＜据置期間＞ 預入日から起算して1年目の応答日の前日までとします。 ＜満期の指定＞ 据置期間経過後から最長預入期限の前日までの任意の日を満期として指定できます。 ただし、満期日の1カ月前までに指定をおこなう必要があります。 ・ 預入時のお申し出により、最長預入期限を満期日とする「自動継続」（元金継続または元利継続）の取扱いができます。 												
4	預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入 ・ 100円以上300万円未満(総合口座の定期預入の場合は1万円以上) ・ 1円単位 												
5	払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後に一括して払い戻します。 ・ 満期指定の払い戻しは、一部支払もできます。 ただし、この場合の払い戻しは、1万円以上(元金)といたします。 												
6	利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。(利率は店頭に表示しています。) ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 1年を365日とする日割計算をおこない、1年ごとの複利で計算します。 ・ 付利単位：1円 ・ 付利最低残高：100円 												
7	手数料	—												
8	付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 貸越利率＝「担保となる期日指定定期預金の2年以上の利率」＋0.5% ・ マル優の取扱いが可能です。 												
9	中途解約時の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、預金規定に基づき、預入期間に応じた以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率)により計算した利息ともに払い戻します。 ・ 中途解約利率 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>a. 6カ月未満</td> <td>… 解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>b. 6カ月以上1年未満</td> <td>… 2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>c. 1年以上1年6ヵ月未満</td> <td>… 2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>d. 1年6ヵ月以上2年未満</td> <td>… 2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>e. 2年以上2年6ヵ月未満</td> <td>… 2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>f. 2年6ヵ月以上3年未満</td> <td>… 2年以上利率×90%</td> </tr> </table> (注) 1年ごとの複利計算 	a. 6カ月未満	… 解約日における普通預金利率	b. 6カ月以上1年未満	… 2年以上利率×40%	c. 1年以上1年6ヵ月未満	… 2年以上利率×50%	d. 1年6ヵ月以上2年未満	… 2年以上利率×60%	e. 2年以上2年6ヵ月未満	… 2年以上利率×70%	f. 2年6ヵ月以上3年未満	… 2年以上利率×90%
a. 6カ月未満	… 解約日における普通預金利率													
b. 6カ月以上1年未満	… 2年以上利率×40%													
c. 1年以上1年6ヵ月未満	… 2年以上利率×50%													
d. 1年6ヵ月以上2年未満	… 2年以上利率×60%													
e. 2年以上2年6ヵ月未満	… 2年以上利率×70%													
f. 2年6ヵ月以上3年未満	… 2年以上利率×90%													

「期日指定定期預金」 商品概要説明書

(2020年4月27日現在)

10	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における「普通預金利率」により計算します。 ・満期日の指定がない場合は、最長預入期限が満期日となります。 ・満期日の指定をされたにもかかわらず、指定された満期日から1カ月を経過しても解約されなかった場合は、満期日の指定がなかったものとします。 ・自動継続（元利継続）扱いの「期日指定定期預金」の継続後の新元金が300万円を超える場合、特にお申し出のない限り、継続後の新定期預金は預入期間3年の「スーパー定期300（複利型）」〔自動継続（元利継続）扱い〕にさせていただきます。
11	税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さま 源泉分離課税20%（国税15%、地方税5%） ※ただし、2013年1月1日～2037年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。
12	当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>